

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
 問合せ先 法務部 坂井 瑛美
 (TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする下記上場ETF（計 38 ファンド）について、下記の通り約款変更を行うことを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称（銘柄コード）

iシェアーズ・コア 日経 225 ETF	1329
iシェアーズ JPX 日経 400 ETF	1364
iシェアーズ・コア TOPIX ETF	1475
iシェアーズ・コア Jリート ETF	1476
iシェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF	1477
iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	1478
iシェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF(為替ヘッジあり)	1482
iシェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF	1483
iシェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)	1496
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF(為替ヘッジあり)	1497
iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF	1655
iシェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	1656
iシェアーズ・コア MSCI 先進国株(除く日本)ETF	1657
iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	1658
iシェアーズ 米国リート ETF	1659
iシェアーズ 米国債 0-3 ヶ月 ETF	2012
iシェアーズ 米国高配当株 ETF	2013
iシェアーズ 米国連続増配株 ETF	2014
iシェアーズ MSCI ジャパン気候変動アクション ETF	2250
iシェアーズ 米国債 20 年超 ETF	2255
iシェアーズ 米国総合債券 ETF	2256
iシェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF	2257
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF	2258
iシェアーズ フランス国債 7-10 年 ETF(為替ヘッジあり)	2259
iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF	2522
iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF(為替ヘッジあり)	2563
iシェアーズ 米国債 1-3 年 ETF	2620
iシェアーズ 米国債 20 年超 ETF(為替ヘッジあり)	2621
iシェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF(為替ヘッジあり)	2622
iシェアーズ ユーロ建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)	2623
iシェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF(為替ヘッジあり)	2649
iシェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF	2851
iシェアーズ グリーンJリート ETF	2852

iシェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF(除く日本・為替ヘッジあり)	2853
iシェアーズ 米国債 3-7年 ETF(為替ヘッジあり)	2856
iシェアーズ ドイツ国債 ETF(為替ヘッジあり)	2857
iシェアーズ 米国債 25年超 ロングデュレーション ETF	237A
iシェアーズ 米国債 25年超 ロングデュレーション ETF(為替ヘッジあり)	238A

2. 変更の内容

上記ファンドについて、設定・交換/解約等の申込締切時間を、「午後3時」から「午後3時30分」に変更いたします。ただし、締切時間はファンドの指定参加者によっては異なる場合があります。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 変更の理由

2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに延伸されることを受け、投資家の利便性向上の観点から、当該変更を行うものです。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日	2024年11月1日
約款変更日	2024年11月5日

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 日経 225 ETF」

新	旧
<p>【受益権の申込単位および申込価額】 第18条 (省略) ②～⑫ (省略) ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>	<p>【受益権の申込単位および申込価額】 第18条 (省略) ②～⑫ (省略) ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>
<p>【交換請求】 第46条 (省略) ②～⑪ (省略) ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>【交換請求】 第46条 (省略) ②～⑪ (省略) ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略) 2. 約款第18条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。 (以下省略)</p>	<p>1. (省略) 2. 約款第18条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時</u>」とします。 (以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑫ (省略) ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑫ (省略) ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り</p>

<p>者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>	<p>消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第46条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求] 第46条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。 (以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>

付表	付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に定める時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン気候変動アクション ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

- 追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア TOPIX ETF」
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求] 第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア J リート ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>②～⑨ (省略)</p> <p>⑩ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>②～⑨ (省略)</p> <p>⑩ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p>
<p>[交換請求] 第47条 (省略)</p>	<p>[交換請求] 第47条 (省略)</p>

<p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑪ (省略)</p> <p>⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
付表	付表
<p>1. (省略)</p>	<p>1. (省略)</p>

<p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>
---	--

追加型証券投資信託 「i シェアーズ グリーン J リート ETF」

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑨ (省略) ⑩ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時30分</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑨ (省略) ⑩ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の<u>午後3時</u>以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑪ (省略) ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時30分</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時30分</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>	<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑪ (省略) ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の<u>午後3時</u>以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の<u>午後3時</u>までに委託者に取り消しの申出を行い、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。</p>
<p>付表</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>付表</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第17条第5項ならびに第47条第1項および第50条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 米国債 7-10年 ETF (為替ヘッジあり)」

新	旧
<p>付表</p> <p>1. (省略)</p>	<p>付表</p> <p>1. (省略)</p>

<p>2. 約款第16条第1項ならびに約款第54条第1項および約款第55条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2. 約款第16条第1項ならびに約款第54条第1項および約款第55条第1項の本約款付表に記載する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>
---	--

- | | |
|-----------|--|
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国リート ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ オートメーション & ロボット ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米ドル建て新興国債券 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ ユーロ建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国政府系機関ジニーメイ MBS ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF (除く日本・為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 3-7 年 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ ドイツ国債 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 20 年超 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国総合債券 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ フランス国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 0-3 ヶ月 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国高配当株 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国連続増配株 ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF」 |
| 追加型証券投資信託 | 「i シェアーズ 米国債 25 年超 ロングデュレーション ETF (為替ヘッジあり)」 |

新 付表	旧 付表
<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第16条第1項ならびに約款第52条第1項および約款第53条第1項の本約款付表に規定する時刻は「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第16条第1項ならびに約款第52条第1項および約款第53条第1項の本約款付表に規定する時刻は「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>(以下省略)</p>

以上